



島根県報

令和5年1月31日（火）

第 383 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則 (農 業 経 営 課) 2

【告 示】

令和5年2月定例県議会の招集 (財 政 課) 3

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 3

解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 4

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 4

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中 小 企 業 課) 4

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変
更の届出 (") 6

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河 川 課) 7

【病院局規程】

島根県病院局財務規程の一部改正 8

【正 誤】

令和5年1月6日付け島根県報第376号中 (河 川 課) 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則（規則第1号）

1 規則の概要

- (1) 学生の保証人は、学生の在学中の行為及び授業料、寄宿舎使用料その他の大学校に対する費用の納入について連帯して責任を負うものとする。 (第11条第2項関係)
- (2) 学生の保証人が負担する債務の極度額を記載するための様式の整備 (様式第2号関係)
- (3) 成年年齢の引下げに伴う様式の整備 (様式第8号関係)
- (4) その他様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第1号

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「養成部門に入学した者（以下「学生」という。）」を「学生」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 保証人は、養成部門に入学した者（以下「学生」という。）の在学中の行為及び授業料、寄宿舎使用料その他の大学校に対する費用の納入について連帯して責任を負うものとする。

様式第1号中

「

現住所	県	市	町	番地
	郡	村		
	(電話	—	—)
連絡先 (現住所と異なる場合のみ記入すること。)	県	市	町	番地
	郡	村		
	(電話	—	—)

」

を

「

住所	<u>〒</u> 県	市	町	番地
	郡	村		
	(電話	—	—)
連絡先 (住所と異なる場合のみ記入すること。)	<u>〒</u> 県	市	町	番地
	郡	村		
	(電話	—	—)

」

に改める。

」

様式第2号中「本人 現住所」を「本人 住所」に、「上記の者の在学中は、連帯して本人に関する一切の責を負う」を「本人に誓約を守らせるとともに、本人の在学中に生じた貴大学校に対する一切の債務（極度額 円）について連帯して保証する」に、「保証人 現住所」を「保証人 住所」に改める。

様式第3号及び様式第7号中「現住所」を「住所」に改める。

様式第8号中

「

本人現住所	
保証人氏名	
保証人現住所	

」

を

「

本人住所	
------	--

」

に改め、「(連署して)」を削り、「本人氏名 保証人氏名」を「本人氏名」に改め、同様式の注を次のように改める。

(注) この申請を行う場合において、必要な書類を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現に養成部門に在籍している者で、令和5年4月1日以後も引き続き養成部門に在籍する予定のものにあつては、この規則による改正後の島根県立農林大学校学則第9条に規定する誓約書を島根県立農林大学校の長に提出するものとする。

告

示

島根県告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和5年2月13日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第64号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条

第1号の規定により告示する。

令和5年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社かえて	通所介護	岬町デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町岬町 中の津の四302	令和5年2月1日

島根県告示第65号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市弥栄町門田844-6, 844-14, 844-15, 844-17, 844-18, 844-37, 845-16, 金城町小国イ868-10

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第66号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

西ノ島町加入区（漁業協同組合JFしまね）

島根県告示第67号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和5年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス江津店 島根県江津市二宮町神主八184番3外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年9月19日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,494平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
80台（建物西側）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
15台（建物西側）
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
70平方メートル（建物北側）
50平方メートル（建物南東側）
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
6.32立方メートル（建物内北側）
8.92立方メートル（建物南側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所（建物敷地北西側）
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間（建物北側）
午前6時から午後9時まで（建物南東側）
- 2 届出年月日
令和5年1月18日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
江津市商工観光課（江津市江津町1016番地4）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第68号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや雲南三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122-1

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株)みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株)セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	
(有)ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株)ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株)武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
吉岡 幸浩	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1088	-	令和4年8月31日 退店
(有)貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株)みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株)セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	
(有)ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株)ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株)武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
(有)貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(4) 変更の年月日

令和4年8月31日

2 届出年月日

令和5年1月23日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和5年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

FRP船 1隻

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

一級河川斐伊川水系新建川（出雲空港大橋下流1,350メートル付近の左岸）

(2) 日時

令和5年1月13日8時30分から同日17時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

令和5年1月13日 17時00分

(2) 場所

松江市宍道町西来待28番地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒690-0011 松江市東津田町1741番地1

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第91条第1項中「押印」を削る。

第102条第1項中「7日」を「14日」に改める。

第123条中「押印」を削る。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

正 誤

令和5年1月6日付け島根県報第376号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から13	鳥取県 境港管理組合	境港管理組合